

における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万八千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号に規定する者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（前号に規定する者を除く。）にあつては、一人につき月額三万九千円

（遺族特別援護金の支給）

第十九条の五 実施機関は、公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の遺族で人事院が定めるものには、遺族特別援護金として、公務上の死亡の場合にあつては千七百三十五万円を、通勤による死亡の場合にあつては千百十五万円を、それぞれ超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

る職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万八千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号の人事院が定める者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者にあつては、一人につき月額三万九千円

（遺族特別援護金の支給）

第十九条の五 実施機関は、公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の遺族で人事院が定めるものには、遺族特別援護金として、公務上の死亡の場合にあつては千八百六十万円を、通勤による死亡の場合にあつては千百十五万円を、それぞれ超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

附則

（施行期日）

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
（令和五年三月三十一日までの間における遺族特別援護金の額に関する特例）
- 令和五年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の規則一六―三第十九条の五の規定の適用については、同条中「千七百三十五万円」とあるのは、「千七百九十五万円」とする。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六一（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十一日

人事院総裁 川本 裕子

人事院規則一六一―四―二八

人事院規則一六一―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一六一―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改正後	改正前
	<p>（年金証書）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項（人事院が定めるものを除く。）を変更する必要が生じたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。</p>	<p>（年金証書）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項（人事院が定めるものを除く。）を変更する必要が生じたときは、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。</p>
	<p>3（略）</p> <p>第八条 年金証書の交付を受けた者は、当該年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、実施機関に書面で年金証書の再交付を請求することができる。</p>	<p>3（略）</p> <p>第八条 年金証書の交付を受けた者は、当該年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、実施機関に書面で年金証書の再交付を請求することができる。この場合において、年金証書を損傷した者は、当該年金証書を実施機関に提出しなければならない。</p>
	<p>（削る）</p> <p>第九条 傷病補償年金を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、その喪失の事実を明らかにする資料を提出しなければならない。</p>	<p>第九条 傷病補償年金を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、その喪失の事実を明らかにする資料を提出するとともに、速やかに年金証書を実施機関に返納しなければならない。</p>

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。